

自ら実施した薬剤管理指導の実績の要約に関する留意事項

— 2024 年度 薬物療法専門薬剤師更新申請用記載要領 —

(1) 本申請で求める「薬剤管理指導の実績の要約」に係る主なポイントについて

- ① 保険診療の算定項目でいう薬剤管理指導に留まらず、入院患者或いは外来通院患者に施される薬物療法に対して、一定期間継続的に関与した薬学的管理および薬学的介入に係る指導を指す。申請に供される全ての要約について、薬物療法専門薬剤師に資する者として相応しい薬学的介入或いは薬学的ケアなどへの強い関与を有すると認められることが重要なポイントになる。
- ② 薬剤師として携わった副作用管理、処方提案、医療チーム内での医師・看護師への助言、患者への指導など、薬物療法への具体的な関与を記載すること。診療録などから抜粋した患者の診療経過（症例サマリー）などのような薬学的介入或いは薬学的ケアが希薄な症例を含めないこと。
- ③ 入院・外来通院患者を問わず、初回だけ或いは1度限りの関与（投薬前の一般的なスケジュールおよび副作用の説明など）では、本申請における薬学的管理指導の実績として認められない。
- ④ 上記の要件を満たすことができる症例を厳選して要約すること。

(2) 薬剤管理指導の実績の要約については、下記の点に留意して作成すること。

- ① 領域の分類番号の小さい順に（ソートして）記載すること。
- ② 症例毎に^{注1}領域の分類番号、患者年齢（指導時）および性別、治療内容（指導に関わった病名：主たる疾病名）、自ら指導に関与した期間および回数^{注2}、また、指導の要約については、P(problem)、A(assessment)、P(plan)、O(outcome)の4項目に分けて記載すること。
- ③ 1症例につきP(problem)を1つに絞り込み、それに対する申請者自身の薬学的評価、介入の計画から結果に至るまで、評価者が申請者の臨床能力を判断できるようなPAPOの内容となるよう要約を明瞭に記載すること。

【注1】 入院から外来あるいは繰り返し入院した患者を指導した場合は、一連の治療を1症例として数えること（1患者につき1症例とし、同一症例の要約を重複して記載しないこと）。

【注2】 自ら指導に関与した期間および回数とは患者の入院期間や通院期間ではなく、申請者自身が薬学的管理指導に直接関与した期間（開始日から終了日まで）および直接指導を行った回数合計である。

【注3】 医薬品名、投与量、検査データ、投与期間等の数値情報を明記するなどし、患者状態や投薬状況が把握できるような記載が望ましい。

【注4】 申請情報に欠落（記載漏れ）がある場合、その症例報告は認められず、症例不足で不認定となる。また、誤字・脱字が散見される場合には不認定となる場合がある。

- ④ 要約を作成する際には、フォント・文字サイズは固定されている。なお、PAPO欄は合計600字までとし、文字数の超過は一切認めない。
- ⑤ 医薬品の名称は、一般名、商品名のいずれを使用しても可とするが、略語については自施設内や特定領域でのみ通用する略語の使用を避け、広く通用する略語を使用すること